

桑名市保育所給食調理等業務委託業者参加資格基準

令和 4 年 4 月 1 日

桑名市保育所における保育所給食調理等業務の委託業者の参加資格基準は次の各号による。

1 基本条件

- (1)桑名市の入札参加資格者名簿に、登録されている者。
- (2)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に、該当しない者。
- (3)集団給食事業に実績があり、本業務を安全な体制下のもと着実に履行が可能である者。

2 経営内容

- (1)集団給食事業に営業実績があり、安全衛生に配慮された人員配置がなされており、安定的に継続して経営を営んでいる者。

3 信用状況

- (1)会社経歴及び経営状態が正常かつ良好であること。
- (2)広範囲にわたって確実な取引先を有していること。
- (3)食品に関する関係諸法規が遵守されていること。
- (4)引き続いて 5 年以上集団給食事業を営んでいること。
- (5)納税義務が履行されていること。
- (6)保育所給食に深い理解を有し、協力的であること。
- (7)保育所、学校給食において過去 3 年の間に、食品衛生法による行政処分を受けていないこと。

4 安全衛生管理

- (1)保育所給食に関する安全衛生管理について、十分な能力を有していること。
- (2)従業員に対する食品の安全衛生管理に関する教育が徹底していること。
- (3)従業員の健康管理が十分に行われていること。

5 業務履行能力

- (1)桑名市が定める「桑名市保育所給食調理等業務委託仕様書」による業務を継続して安定的に履行する能力を有していること。
- (2)突発的な事故等に対し、十分に対応できる能力を有していること。

6 受託業者の見直し

- (1)委託後、2 年を経過した時点で委託する業者を見直すこととする。
但し、業務を履行できない場合は 2 年に関わらず見直すこととする。